

運動器の機能向上事業実施規程

1 目的

この規程は、名古屋市通所型委託介護予防事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、運動器の機能向上事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定め、二次予防事業対象者が要支援・要介護の状態になることを予防し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、運動器の機能の維持・向上のため、運動の習慣化を図ることを目的とする。

2 対象者

二次予防事業対象者と決定されたもののうち、いきいき支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの結果、事業が必要と判断され、参加に同意した者。なお、実施担当者は、事業の実施に先立って、対象者と決定しようとする者が以下に該当するかどうかを確認する。該当する場合その他必要と認める場合は医師に相談するよう求める。

【実施の可否等について主治医への相談が必要と考えられる主な場合】

- ア コントロールされていない心疾患・不整脈のあるもの
- イ 収縮期血圧 180mmHg 以上のものや、180mmHg 未満であっても状態等により検討が必要なもの
- ウ 急性期の関節痛・関節炎・神経症状のあるもの
- エ 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎・肺気腫など）で息切れ・呼吸困難があるもの
- オ 急性期の肺炎・肝炎などの炎症のあるもの
- カ 骨粗鬆症で、脊椎圧迫骨折のあるもの
- キ 認知機能低下により、プログラムの実施に支障を来たすもの
- ク その他、事業の実施によって、健康状態が急変あるいは悪化する危険性があるもの

3 実施方法

(1) 実施場所

本事業は、要綱第 5 条に基づき、市長と委託契約を締結した指定介護予防通所介護事業所等（以下「委託事業所」という。）において実施する。

(2) 実施回数・実施期間

原則 12 回（週 1 回、概ね 3 か月、ただし、4 か月を超えて行うことはできない。）を 1 コースとする。

(3) 実施内容

ア 事前アセスメントの実施

運動器の機能向上事業問診票（その 1）（運動 - 様式第 1 号）、転倒アセスメント（運動 - 様式第 2 号）、運動器の機能向上事業報告書（地域支援事業）＜事前・事後アセスメント表＞（運動 - 様式第 3 号。以下「事業報告書」という。）、基本チェックリスト（様式第 4 号）等により実施する。

イ 支援計画の作成

参加者が持参したわたしのカルテ、介護予防サービス・支援計画表（特に支援が必要な場合に限る）を参考に、運動器の機能向上事業支援計画（様式第 5 号、様式第 5 号の 2）を作成す

る。

ウ 運動器の機能向上プログラムの実施

厚生労働省介護予防マニュアル改訂委員会班が作成した「介護予防マニュアル(平成24年3月改訂版)」(以下「マニュアル」という。)の「第3章運動器の機能向上マニュアル」を基本に実施する。

プログラムを行う際には、運動器の機能向上事業問診票(その1・2)(運動-様式第1号、運動-様式第1号の2)を用いて、当日の健康状態等を把握する。

なお、1回のプログラムは、1時間から1時間半程度を目途とし、学習時間、ウォーミングアップ、主運動、クーリングダウンを含めるものとする。

エ 事後アセスメントの実施

事業報告書、基本チェックリスト<事前・事後アセスメント表>(運動-様式第4号)により実施する。

オ 送迎

いきいき支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、送迎による通所が必要と認められる対象者には、送迎利用が可能な委託事業所において送迎を行う。

(4) 実施担当者

医師・歯科医師・保健師・看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・歯科衛生士・機能訓練指導員、経験のある介護職員等

機能訓練指導員とは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師(マニュアルで定義)

4 参加手続

参加手続は、次の方法により行う。

(1) 参加申込

いきいき支援センターは、委託事業所に介護予防事業参加依頼票(様式第1号)を送付し、参加申し込みを行う。委託事業所は、対象者に事業の目的、効果、個人情報等に関する事項の説明を行い、同意を得る。対象者は、委託介護予防事業(運動器の機能向上事業)参加申込書兼同意書(様式第2号表面・裏面)(以下「申込書」という。)を参加申込する委託事業所の代表者に提出する。

(2) 参加の適否決定と通知

委託事業所は、前項に定める申込書を受理したときは、対象者の状況を把握し、対象者の状況から事業参加に適さないと判断される場合においては、対象者に事業参加不承認通知書(様式第3号)を送付し、併せていきいき支援センターに連絡するものとする。

5 実施記録の作成

委託事業所は、対象者の名簿、事業の実施状況等の記録を整備し、指導経過、指導効果の状況等を記録する。

6 主治医およびいきいき支援センターとの連携

委託事業所は、必要に応じて主治医及びいきいき支援センター等と連絡をとり、関係機関との密接な連携の下に行う。

7 評価

評価判定は、事業報告書の結果を比較し、運動器の機能向上事業評価判定基準（運動 - 別表）に基づき判定する。

8 報告

- (1) 委託事業所は、事業終了後に事業報告書等をいきいき支援センターに提出する。また、事業修了に至らず中断したものは修了・中断区分及び中断理由（別表）に基づき区分し、事業報告書をいきいき支援センターに送付する。
- (2) 委託事業所は、月ごとの事業実績を運動器の機能向上事業実績報告書（運動 - 様式第 5 号、運動 - 様式第 5 号の 2。以下「実績報告書」という。）により、翌月 10 日までに健康福祉局長に報告する。
- (3) 委託事業所は、プログラムの初回参加者（新規・継続に関わらず各クールの第 1 回目に参加する者）については、各クールの開始にあたり、いきいき支援センターから提供のあった「介護予防事業参加依頼票（様式第 1 号）の写し、または「介護予防サービス・支援計画表」の写しのいずれかを前項の（2）に追加して添付すること。

9 委託料の請求及び支払い

- (1) 委託事業所は、事業の実施結果を月ごとに取りまとめ、名古屋市通所型委託介護予防事業（運動器の機能向上事業）にかかる委託料請求書（運動 - 様式第 6 号）に実績報告書を添え、翌月 10 日までに市長に請求するものとする。
- (2) 市長は、委託事業所から委託料の請求があったときには、速やかに内容を点検し、委託料を支払うものとする。

10 安全管理

委託事業所は、事業の実施にあたっては、対象者の健康状態を把握するとともに、安全管理体制を整備し、事故の防止に努めるものとする。

11 秘密の保持

委託事業所及び本事業に関わる者は、事業を実施する上で取得した個人情報について適正な取扱いを行わなければならない。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この規程施行後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この規程施行後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【実施 H 2 2 . 4 . 1 改正 H 2 3 . 4 . 1 改正 H 2 4 . 6 . 1
改正 H 2 4 . 1 0 . 1 改正 H 2 5 . 8 . 1 改正 H 2 6 . 4 . 1
改正 H 2 8 . 4 . 1】